

# 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### ①国や社会の動向

近年の法制度の制定・改正、国・府の施策動向などを概括すると、次のようになります。

第3次障害者 計画の目標像	国や社会の動向 (●：法令等の制定・改正 ○：国府の施策動向など)
障害のある人と 障害のない人が 互いに尊重しあ い、支えあいま ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行(平成28年)</li> <li>●成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行(平成28年)</li> <li>○各分野における障害特性の理解の促進、差別解消。合理的配慮の追求</li> <li>○水害や地震など全国各地での大規模な災害の発生</li> <li>○避難行動への支援や避難所のバリアフリー化、合理的配慮</li> </ul>
地域で安心して 暮らせる生活支 援の充実したま ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(平成28年)</li> <li>●ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定(平成29年)</li> <li>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正(平成30年)</li> <li>●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正(平成31年)</li> <li>○高次脳機能障害、発達障害、医療的ケアを要する人、難病患者、強度行動障害、罪を犯した障害者への支援の充実</li> <li>○相談支援事業所やサービス事業所の運営安定化や従事者の確保・処遇改善、就業環境の改善</li> <li>○入所施設や病院からの地域移行に向けた取組の推進</li> <li>○高齢介護施策との連携や緊急時の対応拠点の整備</li> </ul>
障害のある人の 一人ひとりが輝 き、自立した生 活を送れるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害者支援法の改正(平成28年)</li> <li>●障害者の雇用の促進等に関する法律の改正(平成30年)</li> <li>●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行(平成30年)</li> <li>●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行(令和元年)</li> <li>○就労促進を通じた生活の質の向上</li> <li>○インクルーシブ教育の推進</li> <li>○子ども・子育て支援事業との連携</li> <li>○文化芸術に関する表現活動の場や創作・発表の機会への参画促進</li> </ul>

## ②第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けた方向性

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）の内容を概括すると、次のようになります。

### 1 基本指針について

- 国は令和2年5月に基本指針を告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して令和3年度から5年度までの3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する必要がある。

### 2 基本指針見直しの主なポイント

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における生活の維持及び継続の推進</li> <li>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>○福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>○障害児通所支援等の地域支援体制の整備</li> <li>○相談支援体制の充実・強化等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害者等支援の一層の充実</li> <li>○障害福祉サービス等の質の向上</li> <li>○障害福祉人材の確保</li> <li>○障害者の社会参加を支える取組</li> <li>○「地域共生社会」の実現に向けた取組</li> </ul> |
|--|---|

### 3 成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上</li> <li>・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減</li> </ul>
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上【新】</li> <li>・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に</li> <li>・退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上</li> </ul>
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討</li> </ul>
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍 うち移行支援支援：1.30倍、就労継続支援A型：1.26倍、就労継続支援B型：1.23倍【新】</li> <li>・就労定着支援事業の利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用【新】</li> <li>・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上【新】</li> </ul>

⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置</li> <li>・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保【新】</li> <li>・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築</li> <li>・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保</li> <li>・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置【一部新】</li> </ul>
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市町村または各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保【新】</li> </ul>
⑦障害福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築【新】</li> </ul>

#### 4 成果目標の達成に向けた活動指標（市町村として想定される内容）

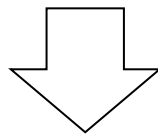
①障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援の利用者数</li> <li>・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）の量の見込み</li> <li>・ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数</li> </ul>
②障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設医療型障害児入所施設（利用児童数のみ）、障害児相談支援の利用児童数及び量の見込み</li> <li>・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</li> </ul>
③相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用者数</li> <li>・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み</li> <li>・ 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、相談機関との連携強化の取組の実施回数</li> </ul>
④地域生活支援拠点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数</li> </ul>
⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数</li> <li>・ 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数</li> </ul>
⑥発達障害者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （国指針では7つの指標が示されているが、市町村として掲げる指標は都道府県が示す方針による）</li> </ul>

### ③本市における計画策定経過

現行の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は、令和2年度で計画期間が終了するため、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により次期計画を策定する必要があります。

すべての人々の人権が尊重され、だれもが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

- 昭和60年(1985年)2月 貝塚市障害者対策長期基本計画
- 平成11年(1999年)8月 貝塚市障害者福祉計画
- 平成19年(2007年)3月 貝塚市障害福祉計画
- 平成21年(2009年)3月 第2次貝塚市障害者計画  
第2期貝塚市障害福祉計画
- 平成24年(2012年)3月 第3期貝塚市障害福祉計画
- 平成27年(2015年)3月 第4期貝塚市障害福祉計画
- 平成30年(2018年)3月 **第3次貝塚市障害者計画(現行)**  
～令和5年度(2023年度)まで  
**第5期貝塚市障害福祉計画(現行)**  
第1期貝塚市障害児福祉計画(現行)  
～令和2年度(2020年度)まで



- 令和3年(2021年)3月 **第6期貝塚市障害福祉計画**  
**第2期貝塚市障害児福祉計画** ～令和5年度まで

## 2 計画の位置づけと期間

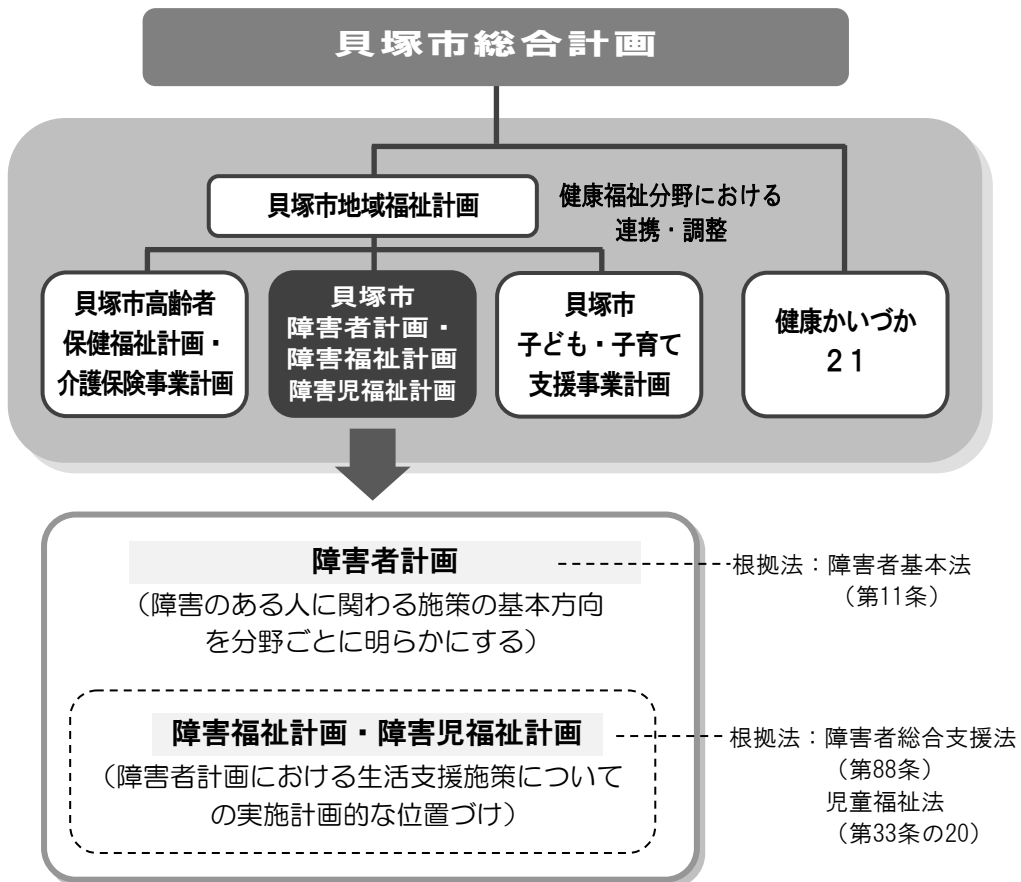
### ①計画の位置づけ

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、貝塚市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、貝塚市では障害福祉計画と一体的に策定します。

計画は、「第3次貝塚市障害者計画」と相互性が保たれたものとし、上位計画である「貝塚市総合計画」「貝塚市地域福祉計画」をはじめ、本市の福祉関連計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」等）、その他の計画とも整合性を図ります。

計画の位置づけ



## ②計画の期間

計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間となります。

「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	
障害者計画	第2次						第3次障害者計画					第4次				
障害 福祉計画	第3期		第4期			第5期			第6期障害福祉計画			第7期				
障害児 福祉計画							第1期			第2期障害児福祉計画			第3期			

## 3 計画の策定体制

計画は、障害のある人へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査などを通じて、障害のある人の生活実態、各種サービス利用の現状、障害者施策への意識等を把握するとともに、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される障害者施策推進協議会等において、計画の策定にあたっていただきます。